

令和8年度 五戸町の未来を創る起業支援事業 募 集 要 項

【募集期間】

自：令和8年7月 6日（月）

至：令和8年9月25日（金）（午後5時必着）

申請状況に応じて2次募集を行う場合があります。
※追加募集を行う場合は町ホームページや広報誌等で詳細
をお知らせいたします。

五 戸 町
（総合政策課）

当該支援事業は、特定創業支援等事業の相談を受ける必要があります。
・特定創業支援等事業の相談には最短1か月程度期間を要します。
・本募集要綱に基づき提出する事業計画書等についても支援を受けて作成できます。

詳細は、町ホームページ（下記URL）を参照してください。

https://www.town.gonohe.aomori.jp/sangyo/biz_support/2024-1106-1545-81.html

1. 事業の目的

地域の産業振興および雇用拡大を図り、若年層の五戸町への回帰を促すとともに、地域経済を活性化させるため、町内での起業を奨励することを目的としています。なお、本事業の実施に関し必要な事項は、本募集要項のほか五戸町の未来を創る起業支援金交付要綱（令和8年五戸町告示第〇号。以下、「交付要綱」といいます。）の定めるところによります。

2. 事業の概要

五戸町の未来を創ることを期待して、起業した者に対し、支援金を交付します。

3. 対象者

次のいずれにも該当する方とします。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者として、個人事業の開業届出又は法人の設立登記が済んでいて、その代表者
- (2) 特定創業支援等事業の支援を受けた者
- (3) 町が実施する他の起業・創業等に係る補助金等の適用を受けていない者
- (4) 法令順守上の問題を抱えていない者
- (5) 申請を行う者又は設立した法人の役員が暴力団等の反社会的勢力でなく、かつ反社会的勢力との関係を有していない者
- (6) 過去に本支援金の交付を受けた「同一の者」（別記1参照）に該当しない者

4. 対象となる起業

次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 主たる事務所の所在が五戸町内であること
- (2) 起業した日が、令和6年4月1日から令和8年9月25日までの間にあること
- (3) みなし大企業（発行済み株式総数又は出資金の2分の1以上を1つの大企業が所有している企業又は発行済み株式総数又は出資金の3分の2以上を複数の大企業が所有している企業）でないこと
- (4) 事業収益によって「自立的な事業の継続」（別記2参照）が可能であること
- (5) 主たる事務所に代表者を含めて1人以上が勤務し営む事業であること
- (6) 特定創業支援等事業の支援を受けた事業であること
- (7) 公序良俗に反する事業でないこと
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業でないこと

5. 支援金の額

支援金基礎額（30万円以内）に、移住加算金又は空き家・空き店舗活用加算金のいずれか一の加算金を加えた額とし、最高額は50万円です。（基礎額30万円+加算金20万円）

○移住加算金 20万円以内

代表者が、令和6年4月1日から令和8年9月25日までの間に移住した者（別記3参照）であること

※移住：町外から五戸町内に住所を移し、転入の届出をすること

○空き家・空き店舗活用加算金 20万円以内

不動産貸付けを主たる目的とするものを除く、町内の空き家又は空き店舗を購入し、又は賃借して行う事業であること

※移住加算金と空き家・空き店舗活用加算金は、いずれか一方のみ選択できます。

両方を適用することはできません。

支援金の上限額と申請パターン



6. 募集内容

(1) 募集期間

令和8年7月6日(月)～令和8年9月25日(金)(午後5時必着)

(2) 提出方法

次項に掲げる書類を「11. 提出・問合せ先」宛に郵送、持参、メールいずれかにより提出してください。(郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付)

(3) 提出書類

- ① 五戸町の未来を創る起業支援金交付申請書(交付要綱 様式第1号)
- ② 開業届出の写し又は法人登記事項証明書(写し可)
- ③ 【移住者】下記のa又はa b両方
 - a. 移住に係る誓約書及び同意書(交付要綱 様式第2-2号)
 - b. 納税状況確認同意書(交付要綱 様式第2-1号)
又は納税証明書その他町税に滞納がないことを証明する書類【移住者に該当しない町民】上記b
- ④ 代表者の住民票抄本
- ⑤ 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- ⑥ 支援金受給歴に係る申告書(交付要綱 様式第3号)
- ⑦ 事業計画書(別記 様式第1号)
- ⑧ 【申請時点で1期以上の事業年度に係る確定申告期限を経過している場合】
 - ア.(個人事業主) 確定申告書(青色申告決算書又は収支内訳書を含む。)
 - イ.(法人) 決算報告書及び法人税確定申告書(別表一及び別表四に限る。)
- ⑨ 【空き家・空き店舗活用加算金の申請を行う場合】
補助対象物件の売買契約書等の写し又は賃借関係を示す契約書等の写し
- ⑩ 【空き家・空き店舗活用加算金で、賃借で申請を行う場合】
空き家・空き店舗であることの証明書(別記 様式第2号)

様式は五戸町総合政策課窓口を設置のほか、町ホームページからもダウンロードできます。

7. 採択者の選定方法

令和8年度五戸町の未来を創る起業支援事業支援金交付審査要領に基づき審査します。
応募多数の場合は、審査により優先順位をつけ、予算の範囲内で町長が決定します。

8. スケジュール

令和8年7月6日(月)～令和8年9月25日(金) 応募期間

令和8年10月中 書類審査

令和8年11月上旬 交付決定兼確定(順次、交付不交付決定通知を送付)

令和8年11月中旬 請求書提出期限

令和8年12月上旬 支援金支払い

9. 支援金交付後について

支援金交付後、支援効果の確認のため、経営状況等について事業年度後に最初に到来する4月から5月末日までに、事業継続状況報告書（交付要綱 様式第8号）及び確定申告書類や帳簿の写し等を提出していただきます。

なお、報告回数は交付決定日から3年を経過する日を含む事業年度までの事業年度分です。

（参考）

交付決定日 R8年11月〇日

3年経過日 R11年11月〇日

例1. 12月決算（個人事業主等）

R8年事業年度分（R8年1月～12月） 報告：R9年4、5月

R9年事業年度分（R9年 〃 ） 報告：R10年 〃

R10年事業年度分（R10年 〃 ） 報告：R11年 〃

R11年事業年度分（R11年 〃 ） 報告：R12年 〃

の計4回報告

例2. 3月決算（株式会社等）

R9年事業年度分（R8年4月～R9年3月） 報告：R9年4、5月

R10年事業年度分（R9年4月～R10年3月） 報告：R10年 〃

R11年事業年度分（R10年4月～R11年3月） 報告：R11年 〃

R12年事業年度分（R11年4月～R12年3月） 報告：R12年 〃

の計4回報告

10. 留意事項

- (1) 本交付金は課税対象収入です。本支援金を受領した事業者は、全額事業収入として計上してください。
- (2) 虚偽の申請及び事業執行、報告等不正行為と判断された場合は、誓約書に基づき申請者が一切の責任を負うこととなり、取消し・返金・損害賠償金の支払いを命ぜられることとなります。
- (3) 本事業は将来にわたって継続される起業であることを期待し支援するものです。いずれかに該当することとなったときは、支援金の交付決定が取り消され、既に交付された支援金の全部又は一部の返還を求められる場合があります。（詳細は交付要綱第11条及び第13条参照）
 - ア 交付決定の日から起算して3年を経過する日までの間に、対象事業を廃止し、又は主たる事務所を町外に移転したとき（支援金全額）。
 - イ 空き家・空き店舗活用加算金の交付を受けた方が、交付決定の日から起算して3年を経過する日までの間に、加算金対象物件における対象事業を廃止し、又は対象事業を他の場所に移転したとき（加算金の額）。
 - ウ 移住加算金の交付を受けた代表者が、交付決定の日から起算して3年を経過する日までの間に、町外に転出したとき（加算金の額）。
- (4) (3)の各事由に該当することとなったときは、速やかに町長に届け出る必要があります。（交付要綱第12条第1項）
- (5) 移住加算金の申請においては、前住所地における市町村税に滞納がないことを誓約していただきます。虚偽の誓約があった場合は、支援金の取消し及び返還の対象となります。

1 1. 提出・問合せ先

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館2 1 - 1

五戸町総合政策課 政策推進室 「五戸町の未来を創る起業支援事業係」

TEL：0 1 7 8 - 6 2 - 7 9 7 4 (直通)

E-mail：seisaku@town.gonohe.aomori.jp (※メールを送る際は左記ドメインからの受信を可能な状態にしてください。返信できない可能性があります。)

【別記1】同一の者への交付制限について（3. 対象者（6）関連）

支援金は、同一の者に対し一回に限り交付します。次のいずれかに該当する場合は、「同一の者」として再度の交付を受けることができません。（交付要綱第5条第2項）

- ア 申請者と過去の受給者が同一の個人であるとき
- イ 申請者である法人と過去に受給した法人が同一の法人であるとき
（代表者が変わっている場合を含む。）
- ウ 申請者である個人事業主が、過去に受給した法人の代表者であった個人であるとき
- エ 申請者である法人の代表者が、過去に受給した個人事業主であるとき
- オ 申請者である法人の代表者が、過去に受給した他の法人の代表者であった個人であるとき

※判定は代表者を基準とします。法人の役員（代表者以外）又は共同創業者は判定の対象外です。

【別記2】自立的な事業の継続要件について（4. 対象となる起業（5）関連）

対象となる起業及びその事業については、自立的な事業の継続が必要です。自立的な事業の継続状況（補助交付以後の事業年度においても「自走」できる計画であること）を事業計画書により判断します。

次の全てに該当する場合、自立的な事業の継続が可能であると判断します。

- ア 独立した収支構造
事業収益によって、原材料費、人件費、家賃、借入返済等のすべての経費を賄い、なおかつ次期投資に向けた利益を確保できること
- イ 実態のある事業運営
付随的・一時的な活動（副業や趣味の延長）ではなく、当該事業を継続的な経営基盤として確立する意思があること
- ウ 専従体制の確保
事業の遂行に必要な人員（代表者又は専任の担当者）が適切に見積もられ、運営体制が整っていること

【別記3】移住加算金を申請できる移住者について（5. 支援金の額（1）関連）

移住者が次の全てに該当する場合、「移住者」として移住加算金の交付を申請することができます。

- ア 令和6年4月1日から令和8年9月25日までの間に五戸町に転入している
- イ 上記アの転入日前の3年間において、五戸町に住所を有していない

ただし、上記イの特例として、次の全てに該当する場合は、五戸町に住所を有していたと扱いません。※学生の転出入や一時的な帰郷その他短期的な滞在を除外し、Uターン時の起業を奨励するために設けています。

- ア 転入前の1年間に五戸町に住民登録していない
- イ 上記アを除く2年間で、五戸町に住所を有していた期間が通算3月以下である